

保護者のみなさまへ

子どもをインターネットの闇から守りましょう

お子さんへスマホ等を与える保護者の役割についてチェックしてみましょう！

- スマホ等の使い方について、家族で話し合ってルールを決めている
- 子どものスマホ等にフィルタリングを設定している
- 子どものスマホ等の利用状況を把握している



旭川市の中学生たちは、こんな風に考えています

【旭川市中学校連盟生活部「生活・学習 A c t サミット」（令和元年7月）での協議より】

多くの人がスマホ等を日常的に使っているみたいだね。
ルールやマナーを守って使うことが大事だね。



SNSは便利だけど、相手に誤解されたり、写真を載せてトラブルになったりすることが起きることがあるみたい。

スマホ等で、インターネットやゲームをしている人が多いよ。
でも、フィルタリングに詳しい人は少ないみたいだね。大丈夫かな？

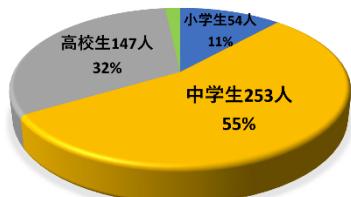


学年が上がると、スマホ等を使う時間が長くなるみたいだね。
勉強や睡眠の時間はとれてい
るのかな？

子どもたちにこんなことが起きています！

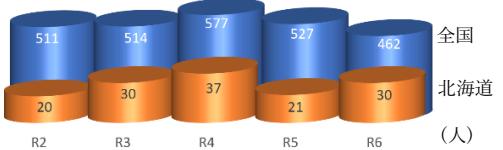
◇ SNSがきっかけで被害やトラブルに遭う児童生徒が増加！ ◇

R6全国自画撮り被害者の内訳



過半数以上が
小中学生！

全国の自画撮り被害者数の推移



依然として
要注意！

[参考] 警視庁ホームページ：少年非行及び子供の性被害
北海道警察ホームページ：絶対に許さない！児童ポルノ

大切な子どもを守るのは、保護者の役割です！

◇ スマホ安全教室などに参加して、理解を深めましょう！ ◇

青少年インターネット環境整備法（「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成21年4月施行/平成30年2月改正施行）」）では、保護者に対して、次の対応が義務付けられています。

- ・子どものインターネット利用の管理、監視を行い、適切な使い方を教える努力をすること。
- ・インターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることを知っておくこと。
- ・携帯電話（スマートフォン）の契約にあたり、18歳未満の子どもが使うときは事業者に申告すること。

有害情報等から子どもを守るためにには、保護者がインターネットやSNSの危険性について正しく理解することが必要です。学校で実施するスマホ安全教室などに参加することもできます。

旭川市教育委員会 いじめ対策担当

令和7年6月

子どもを守るために、家庭で取り組みましょう！

◇ 家庭でのルールやマナーを話し合って、みんなで守りましょう ◇

子どもと一緒に考えて、家族みんなで守るようにすることが大切です。

いつなら使ってもいいと思う？
どんなときはダメかな？

SNSを使うときは、どんなことに注意すればいいと思う？

どこで使うのがいいかな？
使わないときはどこに置いたらいいと思う？



こういうことは必ず守ろうね！
・個人を特定される情報を書き込まない
・知らない人とSNSやメール、写真・動画等のやりとりをしない
・裸や下着姿の写真・動画等は撮らない、撮らせない

スマホ等に依存しないように、家族全員が使わない時間を決めよう！

- 子どもの成長や使用状況に応じて、ルール等を見直すことも大切です。
- 家族みんなでスマホ等を使わない「アウトメディアタイム」をつくる取組も大切です。



◇ 必ずフィルタリングを設定しましょう ◇



フィルタリングは、暴力や薬物などの有害情報等から、子どもを守る手助けをしてくれるものです。

警察庁の調査によると、SNSの利用がきっかけで被害に遭った子どものうち、およそ9割はフィルタリングを設定していませんでした。

必ずフィルタリングを設定し、子どもを被害から守りましょう。



子どもが安心してSNSを利用するポイントを掲載しています！

ネット・スマホ活用世代の
保護者が知っておきたいポイント

- 設定方法は販売店等で尋ねるか、携帯電話事業者のホームページなどで確認してください。

◇ ペアレンタルコントロールを活用しましょう ◇

ペアレンタルコントロールは、子どものスマホ等の利用状況を保護者が把握したり、安全管理を行ったりする仕組みです。アプリやゲームの使用時間の制限・調整、課金等の管理、ネットワーク利用の制限、年齢区分（レーティング）のチェック等を行うことが可能です。



- スマホ等のOS事業者（Apple、Google等）が提供するペアレンタルコントロールのサービス（スクリーンタイム、ファミリーリンク）やゲーム機の設定を活用しましょう。



困ったときや迷ったときは、相談してください



子どもがトラブルやいじめに巻き込まれたら、学校の先生や相談窓口に相談しましょう。

旭川市子どもSOS電話相談
(旭川市いじめ防止対策推進部)
0120-126-744
<受付時間>
平日 8:45~17:15

子どもの人権110番
(旭川地方法務局)
0120-007-110
<受付時間>
平日 8:30~17:15

旭川法務少年支援センター
(旭川少年鑑別所)
0166-31-5511
<受付時間>
平日 9:00~17:00

旭川市のいじめの防止等の条例や基本方針を掲載しています！

子ども相談支援センター
(北海道教育委員会)
0120-3882-56
doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp
<受付時間> 毎日24時間

少年相談110番
(北海道警察本部)
0120-677-110
<受付時間>
平日 8:45~17:30

法テラス旭川
050-3383-5566
<受付時間>
平日 9:00~17:00



旭川市教育委員会のホームページ